

議案第 54 号

日野町特別医療費助成条例の一部改正について

日野町特別医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

日野町長 塚 田 淳 一

## 日野町特別医療費助成条例の改正が必要な理由と概要

### 1 小児医療無償化の目的

小児の医療費を助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉の増進することを目的とする

### 2 改正内容

小児医療費のうち、医療保険を除く被保険者負担分に対して、市町村が助成したものに対し、県がその助成金額の2分の1を補助することにより、小児医療費を無償化する。(これにより、日野町子育て支援医療費助成制度は廃止する。)

	現 行	改正後（令和6年4月以降）
実施主体	市町村	
助成対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
所得制限	なし	
患者負担額	■入院：1,200円／日 ■通院：530円／日	無 償
医療費補助率	1 / 2 (市町村が、患者の自己負担分に助成した金額に対し、県がその助成金額の2分の1を補助)	
根拠法令	鳥取県特別医療費助成条例、鳥取県特別医療費助成条例施行規則	

#### 【参考】【医療費助成の例：通院】

◇小学校就学以降の場合 （※小学校就学前は、自己負担は2割）

医療費保険（7割）	自己負担割合（3割）			医療費保険（7割）	自己負担割合（3割）		
	1800円				1800円		
4200円	県	市町村	患者負担	4200円	県	市町村	
	635円	635円	530円		900円	900円	

### 3 附 則

(施行期日)

(1) この条例は、令和6年4月1日より施行する。

(経過措置)

(2) 改正後の日野町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。

日野町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日野町特別医療費助成条例（昭和48年条例第25号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
第3条 略 2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。 (1) 及び(2) 略 (3) 別表第4号及び第5号に掲げる者にあっては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額 (4) 別表第6号に掲げるものにあっては、医療費の全額	第3条 略 2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。 (1) 及び(2) 略 (3) 別表第4号から第6号までに掲げる者にあっては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額	

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 改正後の日野町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。